

令和８年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業 委託仕様書

1 事業名

令和８年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業

2 事業の趣旨

本市には嵐山や大原をはじめ複数の温泉施設があるが、認知度が低く本市独自の共通の魅力の定義や言語化ができておらず、各温泉施設一丸となった発信が弱い。そのため、京都市温泉観光活性化協議会（以下「協議会」という。）加盟施設の間において、協議会への参画メリットをさらに感じてもらうことが大きな課題となっている。

そこで令和８年度は、別途実施する魅力発信プロモーション事業等と連動しつつ、本事業においては、協議会加盟施設の抱える本音や課題を聴取して共通の価値を洗い出し、改めて京都ならではの魅力の発掘を行うとともに、そのプロセスを通じた組織の基盤強化を最優先とする。徹底的な対話などの手法を通じて一体感を醸成するとともに、令和９年度以降へ段階的かつ確実にバトンを繋ぐ基盤強化のためのロードマップの策定も行う。

3 委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

4 業務内容

本事業の目的を達成するため、受託事業者は各業務の目的や協議会の課題を深く理解した上で、それぞれどのようなプロジェクトの形態や具体的な実施手法（アプローチ、プログラム構成等）がふさわしいか、自らの知見を活かした具体的なプランを企画・提案し、協議会と協議の上で実施すること。

(1) 加盟施設との個別対話及び現状分析（魅力発掘・課題抽出調査）

協議会加盟施設（新規加盟見込み３施設を含む計２５施設）へ直接足を運び、個別ヒアリングを実施すること。多忙な施設に対しても段階的なアプローチを工夫し、原則全施設から要望や経営の本音を抽出すること。各施設が今後の営業戦略や共通の魅力発掘・発信に活かせるデータとして調査報告書に取りまとめること。

(2) ワークショップの開催と共通価値の言語化

個別ヒアリングから得られた全施設の課題や共通点を集約・フィードバックし、協議会会員同士の横の繋がり（コミュニティ化）を強化するためのワークショップ等を企画・運営すること。最終的に京都の温泉（以下「京温泉」という。）の魅力をガイドラインなどの形により、集約すること。

なお、直接参加できない多忙な施設に対しては、個別に意見を回収・反映するフォローアップを可能な限り並行して回すこと。

(3) 有識者を交えたイベント等の実施

市民や観光客に京温泉の「文化としての価値」を伝えると同時に、加盟会員の意識向上を最大限に高めるための有識者を交えたイベント等を企画・実施すること。協議会があらかじめ指定した著名人等の有識者をベースにプランニングすること。

なお、ブッキングが不調に終わった場合を考慮し、京都や温泉にゆかりのある有識者を事前にリストアップし速やかに手配できる代替プランを想定し、事業全体のクオリティを保証すること。また、本業務の実施にあたっては、他の協議会事業の受託事業者とも円滑に連携すること。

(4) ロードマップの策定

本事業の成果（各施設の要望・共通価値）を次年度以降の具体的施策へ確実に接続するための、ロードマップを策定すること。受託事業者は、令和9年度及び令和10年度事業接続ロードマップを成果品としてとりまとめること。

5 納品物・提出期限

受託事業者は、本事業終了後、以下の成果品を令和9年3月31日までに協議会へ納品・提出すること。

- (1) 加盟施設対話・課題抽出調査報告書（A4、フルカラー、10部及び電子データ）
※全施設の個別ヒアリングから得られた本音・問題点のカルテを含む。
- (2) 京温泉魅力ガイドライン（現物及び電子データ）
- (3) 令和9年度、令和10年度に向けたロードマップ提案書（電子データ）
- (4) 事業実施報告書（A4、フルカラー、10部及び電子データ）
※有識者を交えたイベント等の実施結果、振り返り、及び次年度への戦略提言を含む。

6 その他

- (1) 受託者は、業務開始に先立ち、詳細な業務スケジュール表を作成し、協議会に届け出て承認を得るものとする。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、定期的に協議会と連絡調整を行うものとする。
- (3) 本委託業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託事業者で責任を持って対応するものとする。
- (4) 受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託業務実施に伴い第三者に与えた損害は、協議会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本委託業務より生まれた著作物等の知的財産は、全て協議会に帰属するものとする。
- (7) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じるものとする。
- (8) 各業務における詳細や、本仕様書に記載のない事項、また、仕様書に疑義が生じた場合は、協議会の指示に従うものとする。